■　第４回　新潟地方最低賃金専門部会

日　時：令和２年８月４日（火）午後１時 30 分～
会　場：新潟美咲合同庁舎２号館９階
新潟地方気象台会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和２年度第４回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項、同令第６条６項の規定により本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行は部会長にお願いします。

（部会長）

本日の会議は、新潟県最低賃金専門部会運営規程第５条第１項の規定に基づき、非公開といたします。

それでは審議に入りますが、資料の提出があるようですので、最初に事務局より資料の説明をお願いいたします。

（室長）

労働者側からの資料が提出されております。私が説明するよりも桑原さんから説明よろしいですか。

（桑原委員）

本日も、また資料を２枚配らせていただきました。若干、説明させていただきます。まず上の１枚目にあります全国中小企業動向調査結果につきましては、第１回の専門部会の資料にＮｏ．６に同じものがあったのですが、第１回専門部会のときは４月 24 日公表のものでして、これはその後に出た７月 22 日公表の新しいものです。その 24 ページ、最終ページだけを抜き出したものです。ここで、私が見ていただきたいと思ったのが、経営上の問題点というところの一番新しいデータでして、今コロナ禍の中でいろいろ経済状況厳しい中ですが、経営上どこが一番問題になっているかというところが、やはり売上・受注の停滞減少というところで、人件費の支払い、離職等の増加という部分は、前期は５パーセントでしたが、今回はその割合は 2.7 パーセントとなっていて、人件費だけが問題ではないというところを見ていただきたいというところで徹しております。

２枚目ですが、不本意非正規の状況というタイトルをつけてございます。実は、昨年１月

に、私たち連合で同一労働同一賃金の学習会を開催しておりまして、そのときに厚生労働省の雇用環境均等室有期・短時間労働部長の松永様からご講演いただいたときの資料です。それを、一番直近の数字に置き換えたものです。

この表は、非正規労働者がどういう理由で非正規で働いているかというもののデータでして、ここで厚生労働省の使う言葉、不本意非正規、本意でないという意味ですけれども、非正規についた主な理由が、正規の職員、従業員の仕事がないからと回答した人の人数と割合です。そのほかの項目としましては、非正規の理由が自分の都合のよい時間に働きたい、家計の補助等を得たいから、家事介護等の両立をしたいから、通勤時間が短いから等々あるのですけれども、その中で、いわゆる不本意ではないところの率というところで挙げさせてもらいました。

それで、そのまま研修の際にも厚生労働省の松永課長、当時の松永課長ですが、おっしゃっていたのですけれども、赤囲みの点線のところです。ジェンダー的にこの表現がいいのかどうかは分かりませんけれども、働き盛りの男性で非正規の方、望まないのに非正規でいるという方がこれだけ高い割合でいると。そのときは、厚生労働省として、やはりこれは行政の問題で、これは何とかしなければいけないとはおっしゃっていたのですけれども、こういう実態があるということ。

それから、例えば、ここに出てこない数字ではありますけれども、家事介護等と両立しやすいからという部分は、望んで家事介護のためということで、正社員で働けるような状況にないからという意味もありますので、実態はこれよりも多いのだと思います。非正規というのは働き方を選択しているのであって、不合理な働き方とか安い賃金を選択しているということではないということです。ですので、やはり非正規と正規の格差というものを今、考えていかなければいけない状況で、こういう実態もあるというところを見ていただきたくて出した資料でございます。

（部会長）

ありがとうございます。それでは、最低賃金改正に係る審議に入ります。先日の第２回専門部会におきまして、労働者側からは 10 円引き上げ 840 円という額が示され、一方使用者側からは据え置きの現行どおり 830 円との提示がありました。

昨日、第３回専門部会を開催し、個別折衝を重ねましたが、両者歩み寄りがありませんでした。本日は、再度、労働者側委員、使用者側委員の順でご検討をいただいた結果をお聞きしたいと思います。はじめに、労働者側委員からお願いします。

（桑原委員）

私ども労働者側委員は、歩み寄りは先回も言ったとおり、気持ちは持っております。本日

は、金額もお示ししたいと思っております。私がまず歩み寄った金額というのは、プラス５円で 835 円としたいという金額を提示させていただきます。先回お示しした 10 円というのも譲れない金額ではあるのですが、歩み寄りという部分で、この声は連合新潟集計の、春季生活闘争のベースアップ金額、第２回専門委員会で、労側から出した資料の３ページにもあるのですけれども、そのベースアップの平均が 858 円でした。その 858 円を１か月の労働時間 168 時間で割ると５円になるというところで、５円を提示させていただきます。労働組合のあるところでは、ベースアップとして５円が上がっている実態があるということで、やはり世間にこの金額を波及させていかなければいけないという考えがあっての額でございます。よろしくお願いします。

（部会長）

ありがとうございます。続いて、使用者側委員からお願いできますか。

（佐藤委員）

特に、新たな材料も出ていないということで、先回主張どおり、据え置きということをお願いできればと思っております。

（部会長）

理由をここで聞きましょうか？

労働者側委員も同席している場でございます。

（永井委員）

あっ、どうしましょう、ここを一旦閉めて。

やはり、使用者側としてゼロでいきたいのだということであるならば、昨日も申し上げましたけれども、労働者側にその実態について、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

よろしければ一旦、形のうえでは休会としたうえで、正規の話ではなくて、やりつつの話し合い（個別折衝）ということで、そういうふうにしてもよろしいかと思うのですけれども。

（部会長）

そのほうがいろいろとやりやすいですかね。

（桑原委員）

それはお任せいたします。

（部会長）

それでは、ここで一旦休憩といたしましょう。

（休　憩）

（部会長）

それでは、再開いたします。労使双方と協議をいたしました結果、労使歩み寄っていただき、金額が一致しましたのでご報告いたします。新潟県最低賃金の今年度の改定額は、１円引き上げまして 831 円とする。本改定額について、専門部会の意見としてよろしいか、部会の採決を取ります。今年度は改定額を１円引き上げて 831 円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。事務局、確認をお願いいたします。

（事務局）

賛成８人です。

（部会長）

ありがとうございます。全会一致と認めます。第１回本審で合意されたとおり、最低賃金審議会令第６条第５項により、本専門部会の決議が審議会の決議となります。審議の結果を明日、８月５日に開催予定の本審に報告することとします。なお、報告の文章につきましては当日、本審の場でご提示させていただくことといたします。

その他、何かご意見ございますでしょうか。

（労働者側）

意見ではないのですが、よろしいでしょうか。まずもって、今回の難しい審議会の中身をまとめていただいた公益の皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。また、使用者委員の皆様、この厳しい中でも真摯にご議論いただき、労働者へのご理解いただいたことに本当に感謝したいと思います。ありがとうございました。

（部会長）

よろしいでしょうか。ほかになければ、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これにて、本日の議事を終了いたします。集中してのご審議、ご協力に感謝申し上げます。それでは、事務局に議事をお返しいたします。

（室長）

本日、改定額が決定いたしましたので、明日８月５日、第３回の本審を予定どおり行います。予定どおり、10 時から開催いたします。なお、公益委員の方については、事前に報告書等を確認していただくため、９時に３階の基準部長室にお越しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

以上をもちまして、本日の専門部会を終了させていただきます。お疲れ様でした。